

管理運営状況 評価シート【令和3年度】

(評価日 令和4年6月30日)

1 施設の概要

施設名	岩手県営武道館
所在地 電話・FAX HP・電子メール	盛岡市みたけ三丁目24-1 019-641-4577・019-641-4559 http://iwate-sposhin.jp/budou/
設置根拠	武道館条例
設置目的	(設置：昭和61年10月) 体育の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。
施設概要	敷地面積 18,498 m ² ○弓道場 (昭和61年9月完成) 延床面積1,086 m ² ・近的場 鉄筋コンクリート造平屋 競技機能：12人立ち、観客席150人 附属施設：会議室2室、更衣室、指導員室、看的室 ・遠的場 鉄筋コンクリート造平屋 競技機能：6人立ち 附属施設：看的室 ○相撲場 (昭和61年9月完成) 鉄骨造平屋、延床面積180 m ² 競技機能：土俵1面、屋外練習場、観客席500人 附属施設：シャワー室 ○駐車場：139台 (※スケート場駐車場を除く) ○大道場 (平成2年2月完成) 鉄筋コンクリート造一部地下・地上3階、延床面積4,989 m ² 競技機能：柔道・剣道6面、バレーボール2面、テニス2面、バドミントン6面、卓球18面、ハンドボール1面 観客席：固定席1,000席・アリーナ移動席2,000席 附属施設：会議室2室、ステージ、舞台控室2室、医務室、応接室、トレーニング室等 ○柔道場 (平成2年2月完成) 鉄筋コンクリート造平屋、延床面積745 m ² 競技機能：試合場2面 附属施設：更衣室、シャワー室、指導員室 ○剣道場 (平成2年2月完成) 鉄筋コンクリート造平屋、延床面積745 m ² 競技機能：試合場2面 附属施設：更衣室、シャワー室、指導員室
施設所管課	岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 (電話 019-629-6797 メールアドレス AK0003@pref.iwate.jp)

2 指定管理者

指定管理者名	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団
指定期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日 (5年間)
連絡先	公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 総務企画課 019-641-1218

3 指定管理者が行う業務等

業務内容 (主なもの)	施設の使用の許可、使用料の徴収、維持管理、利用促進及び広聴広報他に関すること。		
職員配置 管理体制	5名 (令和3年4月1日現在) (内訳) 正職員2名、その他3名	組織図 事業団本部 └ 館長 ─┬─ 主事兼スポーツ専門員(1) └─ 主任主事(1) └─ スポーツ指導員(1) └─ 事務員(1)	
利用料金	別紙のとおり		
開館時間	8:00～21:00	休館日	毎週水曜日、12月29日～1月3日

4 施設の利用状況

(単位：人)

(利用者数、稼働率等)	前期間平均	指定管理期間						備考
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	期間平均	
第1四半期	59,563	57,356	58,895	6,702	32,056		38,752	
第2四半期	45,124	52,598	43,456	18,645	15,937		32,659	
第3四半期	37,002	43,924	42,449	25,609	23,436		33,855	
第4四半期	30,571	30,039	23,935	21,141	15,347		22,615	
年間計(実績)	172,260	183,917	168,735	72,097	86,776		127,881	
年間計(計画)	184,610	174,000	175,000	177,000	179,000		176,250	

5 収支の状況

(単位：千円)

区 分		前期間平均	指定管理期間					備考	
			30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		期間平均
収入	利用料金収入	9,896	10,642	10,404	7,822	8,274		9,285	
	県委託料	50,871	48,955	50,245	51,235	53,291		50,932	
	小計	60,767	59,597	60,649	59,058	61,565		60,217	
支出	人件費	23,804	21,533	25,537	32,062	26,937		26,517	
	旅費	6	114	8	0	0		31	
	報償費	0	0	0	0	0		0	
	需用費	16,142	16,775	17,224	14,492	17,514		16,501	
	役務費	1,134	1,103	1,069	2,167	1,197		1,384	
	委託費	13,591	14,276	14,512	14,637	15,119		14,636	
	使用料及び賃借料	644	622	637	633	630		631	
	備品購入費	0	0	0	0	0		0	
	消耗什器備品費	0	0	0	0	0		0	
	福利厚生費	30	80	105	108	72		91	
	負担金	20	58	31	21	10		30	
	その他	2,559	2,998	3,312	3,591	3,618		2,635	
小計	57,930	57,559	62,435	67,711	65,097		63,200		
収支差額		2,837	2,038	△1,786	△8,653	△3,532		△2,983	

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

把握方法	1 意見箱設置(施設内3箇所・通年) 2 自主事業・共催事業の参加者を対象としたアンケート(随時) 3 大会主催者の意向調査(随時) 4 事業団共通アンケート(7月) 5 施設利用調整会議参加者へのアンケート(1月・2月) 6 武道教室指導者からの意見聴取(3月)	実施主体	(公財)岩手県スポーツ振興事業団
------	---	------	------------------

(2) 利用者からの苦情・要望

受付件数	合計6件 [苦情2件、要望4件、その他0件]	
	主な苦情、要望等	対応状況
①	弓道場の遠的場射場のシャッターの開閉が重く女性一人の力では大変なので、安易に開閉できるようにしてほしい。	業者確認の結果、シャッターの上下用部品（4枚）の劣化が原因となっていたため、部品を交換した。
②	弓道場の遠的場的場の背板に取り付けられている畳状のマットが老朽化し、ポロポロで中身がはみ出している状況なので何とかしてほしい。	業者確認の結果、すべての畳（24枚）が補修困難との判断であったため、畳を交換した。
③	近的場の矢道に草が生え、それぞれ高さがまちまちとなっており、大会等において選手に公平な条件とならないので何とかしてほしい。	芝管理委託業者が2回、武道館職員が1回、草刈り等を実施した。
④	トレーニング室の換気のために窓を開けておくのはいいが、虫が入り刺されてしまうので、虫が入らないようにしてほしい。	特注網戸の製作を業者に発注し、取付けた。
⑤	弓道大会の後、弓道場でのタバコのポイ捨てやゴミ残しなどが見受けられたので、ルールの徹底をしてほしい。	県弓道連盟事務局あて所定の場所での喫煙とゴミ残しなどのルール違反がないよう依頼し、連盟として大会受付時に注意喚起してもらった。
⑥	夕方、武道教室に参加している柔道着の子供たちが武道館正面に止めた車から乗り降りしており危険だとの申し入れがあった。	乗降禁止のチラシを作成し、武道教室の指導者から利用者に注意喚起を図ってもらったほか、新たに乗降禁止の看板を作成・設置した。

7 業務点検・評価（※）

(1) 業務の履行状況

項目	事業計画、 県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価 指標
運営業務	設置目的を効率的かつ効果的に達成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大に伴う岩手県緊急事態宣言を受け、8/15～9/16まで休館とした。 ・新型コロナウイルス感染予防対策として、大道場の観覧者数を半分（1,000人→500人）に制限したほか、トレーニング室の同時利用者数に上限（6人）を設定した。 ・弓道の東北地区錬成会、テレビの生中継等で水曜閉館日に職員の勤務割を工夫して臨時に開館したほか、各種武道競技の大会等で開館時間を1時間早めて開館するなど、利用者ニーズに的確に対応した。 ・大規模な大会等については、武道館利用団体等連絡会議、県営体育施設調整会議等の開催を通じ、前年度中に翌年度の利用日の決定を行うなど、関係団体と密接に連携しながら効率的・効果的な施設運営に努めた。 ・一方、上記以外の一般予約については、3か月前予約解禁のルールに則り、利用の公平性・透明性を確保した。 	A

<p>施設の利用状況</p>	<p>令和3年度管理運営計画書に定める利用者数及び利用料収入の目標値を達成すること。</p> <p>目標利用者数 179,000人 目標利用料収入 10,571,000円</p>	<p>利用者数：86,776人（目標値比較：51.5%減） 利用料収入：8,274,645円（目標値比較：21.7%減）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用状況は、目標値を92,224人（△51.5%）下回ったが、前年度との比較では14,679人（20.4%）増加した。 ・利用料収入は、8,274,645円で、計画数値を2,244,355円（△21.3%）下回ったが、前年度との比較では452,095円（5.8%）増加した。 ・利用者数及び利用料金の主な増加要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度には中止となっていた学校の部活動、社会人のスポーツサークル、盛岡市民体育大会や高等学校総合体育大会が再開されたこと等によるものと考えている。 	<p>B</p>
<p>施設の維持管理状況</p>	<p>施設設備の維持管理等の業務を適切に行う。</p> <p>公有財産及び備品を適切に管理する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃や警備等業務は、受託業者に対し、適宜、指導監督、情報共有等を行いながら、施設設備の維持管理を行った。 ・敷地内の樹木の剪定や雪囲い等については、業者に委託し、適切に管理した。 ・敷地内の芝については業者に委託して管理しているほか、芝の伸び具合を見ながら職員が芝刈り・雑草取りを実施し、環境整備を実施した。 ・法定点検となっている消防設備点検（年2回）、地下貯油槽点検（年1回）、ボイラーばい煙濃度測定（年1回）、自家用電気工作物（年4回）、公共建築設備定期点検（年1回）を実施した。 ・職員の日常点検（1日2回）及び月例点検の実施し、点検等で発見された修繕費対応が必要な箇所については、優先順位を決め計画的に修繕を進めたほか、大規模修繕（1件100万円超）については、県が直轄で実施した。 ・さらに軽微な箇所については、職員が直接、修繕を行うなど迅速な不具合解消に努めた。 <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【修繕費対応の主な事例】</p> <p>大道場：外部階段修繕、天井照明器具取替修繕 柔道場：水飲み器更新修繕 剣道場：玄関ガラス破損修繕 弓道場：遠的場壁面畳修繕、遠的場手動シャッター修繕</p> <p>【大規模修繕】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ洋式化（22箇所） ・弓道遠的場防矢ネット張替 ・柔道場及び剣道場の換気設備設置 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・備品及び用具は、特別点検月間（5月・11月）を設けて集中的な点検を行い、「備品・用具点検記録簿」による記録管理を徹底した。 ・トレーニング機器の保守点検については、維持保全と事故の未然防止のため年1回、専門業者による点検を実施し、適切に管理した。 ・館内施設の鍵は、各職員が保管管理しているほか、予備の鍵は金庫内に保管管理している。 ・毎朝、職員が施設を開錠しながら施設内を巡回し、避難経路における障害物の除去や破損箇所等の確認を行った。 	<p>B</p>

記録等の整理・保管	管理に係る各種帳票書類を適正に整理・保管する。	<ul style="list-style-type: none"> ・各帳簿書類は、年度別に書庫に保管し、すぐに閲覧できるようにしている。 ア 直近4年度分は、随時、閲覧が可能となるよう事務室内の施錠可能なキャビネットに保管 イ 過去5～10年度分は、事務室外の書庫に保管 ウ 過去10年間を超過した分は、廃棄 エ 永年保存資料は、事務室内キャビネット保管 	B
自主事業、提案内容の実施状況	施設の設置目的に沿った、利用促進に繋がる方策に基づき事業を実施する。	<p>【スポ振ぶらんちクラブ】(体育施設合同事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポ振ぶらんちクラブについては、第1期(4/20～7/20)、第2期(9/2～11/30)、第3期(12/7～3/4)の3部構成で計画していた。コロナ感染拡大に伴う「岩手県緊急事態宣言」の発令を受け、第2期は開始期日を10/2に延伸し回数を減じたが、全体では120回の開催(対前年度比：7回増)となった。 ・ノルディックウォーキング、体幹トレーニング、ステップエクササイズ、ボディーシェイプ、エアロビック、ヨガ、太極拳の7教室を開催し、延べ参加者数は3,303人(対前年度比：830人、33.6%増)となった。 <p>【スポ振キッズうんどう塾】(体育施設合同事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポ振キッズうんどう塾については、前期(4/19～7/12)、後期(10/18～1/24)の2部構成で24回の開催(対前年度比：13回増)となり、延べ参加者数は705人(対前年度比：449人、175.4%増)となった。 <p>【武道関係教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弓道教室(参加者151人)、少年剣道教室(参加者89人)及び少林寺拳法親子体験教室(参加者11人)は開催したが、コロナ禍の影響を受けて少年柔道交流錬成会及び弓道体験会は中止した。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たにダブルダッチ体験会(全3回、参加者58人)及びスポーツ栄養学講演会(参加者9人)を開催した。 ・武道館では、利用者を対象とする障害保険として公益財団法人日本体育施設協会の「スポーツファシリティーズ保険」に加入しているほか、自主事業についても個別に損害保険に加入し、利用者の安心安全を確保している。 ・近隣の小・中学校や地域組織を通じて住民の皆さんに主要行事計画や自主事業の内容等を掲載した資料を配布し、武道館について理解を深めていただく取組を実施した。 	B
<p>(施設所管課評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点：自主事業を行い、利用者の増加に向けた取組に努めた。 ・改善を要する点：特になし。 			B

(2) 運営体制等

項目	事業計画、 県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価 指標
職員の配置体制	各業務に適した職員を適正に配置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理申請書（H30～R4）及びR3管理運営計画書に基づき業務遂行に必要な職員を適正配置した。 【配置職員】 5名（R3.4.1現在） 館長1、主事兼スポーツ専門員1、主任主事1、スポーツ指導員1、事務員1 ・6月にシフト体制を強化するため、スポーツスタッフ1名を増員した。 ・4月及び6月の職員打合せ会議で業務分担等の確認を行い、各職員の責任感や組織内における連携意識を高めた。 	B
苦情、要望対応体制	利用に関する各種問い合わせや要望及びトラブル等の対応を適切に行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団の「クレーム対応要綱」に基づき電話や口頭により苦情等を受けた場合には、直ちに館長への報告と対応方針の検討を行い、必要な措置を講じた。併せて、その内容を「クレーム受付処理票」で整理し、職員間で情報を共有した。 ・その他の細かな事案や苦情、要望については、随時、担当した職員が武道館共有フォルダ「出来事メモ」に入力し、他の職員が確認しながら、全職員で施設運営の改善に努めた。 ・苦情等事案の対応結果は、当事者に伝えるとともに改善した内容を館内掲示等により利用者へ周知した。 	B
危機管理体制 （事故、緊急時の対応）	災害時・緊急時の対応や、防犯・防災対策として、マニュアルの作成や訓練を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・武道館職員の「非常招集連絡系統図」を作成し、職員の危機管理意識を高めるとともに、緊急時における岩手県と関係機関との連絡体制を確保している。 ・開館日は、早番及び遅番の職員がそれぞれ施設内の巡回を行い、安全を確保した。 ・盛岡西地区防犯協会連合会との連携より「子ども110番の家」の指定を継続し、地域の防犯対策を実施参画している。 ・緊急時に連絡を確実にできるよう5月に職員による非常連絡訓練を実施した。 ・自衛消防訓練（6月、11月）を年2回実施し、職員が火災等発生時に、通報、避難誘導等を確実に実施できるよう実動訓練を行い、防災意識の高揚を図った。 ・「スポーツ振興事業団危機管理要綱」及び「武道館危機管理マニュアル」に基づく職員研修の実施等を通じ、災害時・緊急時における利用者の安全確保に向けたノウハウの蓄積を図った。 ・地震発生等により施設破損等が生じた場合には、被害状況を速やかに事業団あて報告している。また、県内で大きな地震が発生し、事業団から被害状況を求められる場合や、盛岡市で震度5強以上の地震が発生した場合には、迅速に被害状況を確認する体制を構築している。 	A
コンプライアンスの取組み、個人情報の取扱い	基本協定に基づく秘密の保持、個人情報の保護及び法令順守の確保。 個人情報に関する書類について、適切に管理する。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報については、事業団の「個人情報の保護に関する規程」等に基づき、個人情報の取得から管理（施錠できるキャビネットに保管）、廃棄（シュレッダー処理、焼却、個人情報消去）まで、適正に処理した。 ・毎月の職員打合会を活用して「コンプライアンス」及び「個人情報保護」（制度の概要資料を作成・配付）について学習する取組を継続実施するとともに、事業団主催のコンプライアンス研修への参加等により、職員の法令順守・個人情報保護の理解を深めた。 	B

<p>県、関係機関等との連携体制</p>	<p>基本協定に基づき、近隣住民や関係機関との協力連携に努め、良好な関係を維持する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大会等の開催時に周辺道路の混雑が見込まれることから、近隣住民の皆様には事前に地区町内会を通じて年間行事予定の情報を提供するなど、地域との協力確保に取り組んだ。 ・警察署や消防署等関係機関との協力関係を維持し、緊急時のみならず日頃から密接に連携して対応する体制の構築を図った。 ・城北小学校からの要請を受け、3学年児童を対象に「総合的な学習の時間」の中で施設見学を実施し、学習活動を支援した。 ・武道館職員の「非常招集連絡系統図」を作成し、職員の危機管理意識を高めるとともに、緊急時における岩手県や関係機関との連絡体制を確保している。【再掲】 	<p>B</p>
<p>(施設所管課評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点：自衛消防訓練や非常招集訓練の実施及び地域住民への情報提供など、良好な管理運営を行った。 ・改善を要する点：特になし。 			<p>B</p>

(3) サービスの質

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
利用者サービス	<p>利用者のニーズを把握し、利用者サービス向上に向けた計画を策定し、適切に実施する。</p> <p>利用者への接客サービス向上のための研修等の取り組みを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業団主催の接遇研修に職員が参加し、接客サービスのスキル向上を図るとともに、職場内でも接遇に係る資料配布などを行い、研修成果が全職員へ波及するよう取り組んだ。 ・暖房設備や給排水設備等の操作や芝刈り機や除雪機の運転操作手順のOJTを行い、円滑な施設の維持管理を実現した。 ・武道団体等が参加する施設利用調整会議を2回開催し、次年度の施設利用を円滑に行うとともに、利用団体から要望を受け入れる機会とした。 ・休館日の臨時開館や、時間前開館するなど、利用者からの要望に応じて適切な施設管理運営に努めた。 ・施設の予約状況が分かるよう施設ホームページに掲載するとともに、館内への掲示や電話照会への対応等を行い、利用者が予約しやすいよう配慮した。 ・自主事業の事業内容や募集情報、大会の開催等については、施設ホームページへの掲載や県のツイッター等広報を通じ情報発信を行った。 ・事務室窓口掲示板に施設利用の予約状況を掲載したほか、施設HPコンテンツの随時更新を行うなど、円滑な情報発信に努め、利用者への利便性を図った。 ・1時間単位、区分単位の料金制を維持しつつ、他施設共通の割安な回数券を発行するなど、利用サービスの向上に努めた。 ・大会等の開催に際し、事前に主催者側と「チェックリスト」に基づき事前打ち合わせを行うなど、利用者側のニーズを的確に把握するとともに、円滑な大会運営が図られるよう支援を行った。 	A
利用者アンケート等	<p>利用者アンケート及び意見箱の設置その他の方法により、利用者のニーズを把握し、施設管理及び事業運営の改善を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・武道団体からは、武道館利用調整会議や武道教室運営担当者会議等のほか、武道教室等で来館した際にも随時、意見・要望等を徴取するとともに、「意見箱」や「利用者アンケート」などを活用して、個人利用者からの声にも耳を傾けている。 ・要望や意見に係る対応状況については、ホームページや館内掲示により周知を図った。 	B
<p>(施設所管課評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点：早朝開館や臨時開館を行うなど、利用者の利便性の向上に努めた。 ・改善を要する点：特になし。 			A

(4) サービス提供の安定性、継続性

項目	事業計画、県が求める水準	実績（指定管理者の自己評価）	評価指標
事業収支	管理運営計画における収支の積算に対する収支実績が適正である。	・利用者に対するサービスが低下しないよう、また、施設運営に支障が生じないよう計画的、効率的な予算執行に努め、収支実績の適正化を図った。	B
指定管理者の経営状況	経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有している。	・当事業団は、借入金及び貸付金がなく、健全な経営を行った。	A
(施設所管課評価) ・成果のあった点：法人の健全な経営を維持し、支障なく施設運営が行われた。 ・改善を要する点：特になし。			B

※（注1）県記載欄：「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」
 指定管理者記載欄：「実績（自己評価）」

（注2）評価指標

A：協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績（効果）があり、優れた管理が

なされている。

B：概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理が行われている。

C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。

D：協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項

- ・利用者の要望を踏まえ臨時開館や早朝開館の対応により、円滑な大会等の開催に貢献した。
- ・武道団体や個人利用者からの意見・要望を把握し、その対応を施設運営に反映させ、利用者の満足度を向上させた。
- ・武道団体と密接に連携し、コロナ禍の中で、感染予防対策を講じながら、武道教室、弓道教室、少年剣道教室等の各事業を実施し、武道の普及・振興に寄与し、参加者からも高い評価を得た。
- ・自主事業「スポ振ぶらんちクラブ」を平日の午前中に実施し、特に女性・中高齢者のスポーツ活動の習慣化や健康寿命の延伸など、健康の保持・増進に貢献した。
- ・「キッズうんどう塾」や新たに「ダブルダッチ体験会」を実施し、小学校の児童がさまざまな運動に親しむ機会を提供した。
- ・毎朝、施設の開錠と合わせた職員点検や、毎月の定期点検を励行し、施設・設備の最新情報（損傷・異常箇所、修理・措置状況、県への予算要求の状況・措置状況）を記録・管理し、利用者が安全かつ快適に施設・設備を利用できるよう努めた。
- ・毎月の光熱水費や重油使用量等の実績をグラフ化し、職員打合せで共有しながら省エネ機運を醸成した。
- ・備品については、備品シール、一連番号管理及び備品個表（備品保管場所毎・写真添付）による管理を行い、不要になった備品は、定められた手続きを経て廃棄処分し、備品管理の適正化に努めた。

② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項

- ・継続するコロナ禍の中、利用者の安全確保に向けて可能な限りの予防対策を講じており、大会主催者や個人利用者の理解と協力をいただきながら、沢山の方々に利用してもらえるよう取り組んで参りたい。
- ・利用実績に捕らわれず、魅力ある自主事業としての新たな企画を積極的に検討し、場合によっては事業団の他の施設などとも連携を図りながら、施設を武道以外のスポーツ等でも利用してもらえるよう取り組んで参りたい。
- ・施設の運営管理面において、武道団体からの協力がより一層得られるよう連携体制の強化を図りたい。
- ・武道館においても過去に熱中症による救急事案が発生しており、利用者の熱中症リスクを軽減するため大道場に新たな冷房設備の整備が必要であるとともに、施設・設備の老朽化等により、ケガなど利用者への健康被害の恐れのある施設・設備について、県と協議を行いながら計画的に更新を進める必要がある。

③ 県に対する要望、意見等

武道館が開館してから30年以上が経過し、施設・設備が各所にわたって経年劣化を来している。利用者に安全で快適なスポーツ環境を提供するため、長期的な見通しのもと計画的な更新や改修をお願いしたい。

【安全上問題のある主な施設・設備】

- ア 故障が発生すると施設運営に多大な影響を及ぼすもの
 - ・大道場及び柔・剣道場等の防災盤、照明制御盤及び中央監視盤の更新（約43百万円）
 - ・大道場及び柔・剣道場の暖房用ボイラーの更新（約20百万円 ※附帯工事費除く）
- イ 熱中症対策として必要なもの
 - ・大道場の冷房設備の新設（約103百万円）
- ウ 怪我等を及ぼす可能性の高いもの
 - ・大道場床通気口（東西）木部ささくれ補修（約3百万円）
 - ・トレーニング機器更新（トレーニング機器一式、ステアマスター、パワーマックスなど）

(2) 県による評価等

① 指定管理者の運営状況について コロナ禍であったが、様々な工夫を施し、利用者の増加に努めた。また、予算の効率的な執行を図るなど、適正な運営が行われた。
① 県の対応状況について（自己評価） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による減収補填をするため、指定管理料の増額補正など必要な予算措置を行うなど、指定管理者と連携しながら、管理運営に関する問題の解決に努めた。 また、新型コロナウイルス感染症対策でトイレ改修工事を行い、施設の安全対策を行った。
② 次期指定管理者選定時における検討課題等 施設設備の老朽化が進み、修繕を要する箇所等が増えてきていることから、指定管理料の上限額の見直しを検討する必要がある。

9 改善状況等

改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について）
なし
改善状況
（指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日）
改善状況の確認
（再評価年月日 年 月 日）

表1 アマチュアスポーツに使用する場合の施設の利用料金

区分		利用料金												区分使用		個人使用	
		貸切使用															
		土曜日及び休日						その他の日						1区分ごとに	1人4時間までごとに 普通使用(1回につき) 回数使用(6回につき)		
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合						
8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで						
大道場	小学校児童、生徒及び学生	円 860	円 1,090	円 1,800	円 1,730	円 2,170	円 3,600	円 730	円 900	円 1,510	円 1,440	円 1,810	円 3,010	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額(ただし、その額に10円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた利用料金とする)	円 120	円 600	
	一般	1,730	2,170	3,600	3,450	4,330	7,210	1,440	1,810	3,010	2,870	3,600	6,000		290	1,450	
柔道及び剣道場	小学校児童、生徒及び学生	430	540	900	860	1,090	1,800	370	450	760	730	900	1,510		120	600	
	一般	860	1,090	1,800	1,730	2,170	3,600	730	900	1,510	1,440	1,810	3,010		290	1,450	
弓道場	近的場	小学校児童、生徒及び学生	460	460	930	930	930	1,870	390	390	780	780	780		1,550	120	600
		一般	930	930	1,870	1,870	1,870	3,740	780	780	1,550	1,550	1,550		3,100	290	1,450
	遠的場	小学校児童、生徒及び学生	240	240	460	460	460	930	190	190	390	390	390		780	120	600
		一般	460	460	930	930	930	1,870	390	390	780	780	780		1,550	290	1,450
相撲場	小学校児童、生徒及び学生	190	190	390	390	390	780	160	160	330	330	330	650		120	600	
	一般	390	390	780	770	770	1,550	330	330	650	640	640	1,290		290	1,450	

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表2 アマチュアスポーツ以外の催しに使用する場合の施設の利用料金

区分		利用料金												区分使用	
		貸切使用													
		土曜日及び休日						その他の日						1区分ごとに	
		入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合			入場料等を徴収しない場合			入場料等を徴収する場合				
8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	8時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで				
大道場		円 17,240	円 27,000	円 36,020	円 51,730	円 81,020	円 108,080	円 14,370	円 22,510	円 30,020	円 43,100	円 67,520	円 90,060	貸切使用の場合の利用料金の額の50パーセントに相当する額(ただし)	
柔道場及び剣道場		8,630	13,490	18,010	25,860	40,520	54,040	7,190	11,260	15,010	21,560	33,770	45,030		
弓道場	近的場	4,650	5,820	9,320	18,610	23,290	37,260	3,870	4,850	7,760	15,500	19,400	31,070		
	遠的場	2,330	2,920	4,660	9,290	11,650	18,640	1,940	2,430	3,880	7,750	9,710	15,530		

相撲場	1,930	2,330	3,880	7,740	9,310	15,520	1,610	1,940	3,240	6,440	7,770	12,940	し、その額に10円未満の端数が注ぎる場合は端数を切り捨てた利用料金とする)
-----	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	---------------------------------------

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

- 2 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。
- 3 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 4 貸切使用の場合において、8時前に使用するとき、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用するとき、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の時間割計算による額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

表3 附属の施設又は設備の利用料金

区 分		単 位		利用料金	
				アマチュアスポーツに使用する場合	その他の催しに使用する場合
第1会議室		1時間までごとに		円 540	円 1,470
第2会議室		1時間までごとに		220	610
第3会議室		1時間までごとに		200	580
第4会議室		1時間までごとに		200	580
ステージ		1時間までごとに		240	860
トレーニング室	生徒及び学生	1人につき	普通使用（1回につき）	150	830
			回数使用（6回につき）	750	
	一般	1人につき	普通使用（1回につき）	310	830
			回数使用（6回につき）	1,550	
放送設備（アリーナ）		1式1時間までごとに		240	660
放送設備（その他）		1式1時間までごとに		200	580
電光得点盤		1式1時間までごとに		330	660
電光掲示板		1式1時間までごとに		260	510
ピアノ		1台1時間までごとに		530	1,070
机		1台5時間までごとに		30	70
いす（1人用）		1脚5時間までごとに		20	40
防具		1組1人1回ごとに		130	
バレーボール用具		1式1時間までごとに		30	70
テニス用具		1式1時間までごとに		40	90
ハンドボール用具		1式1時間までごとに		40	90
バドミントン用具		1式1時間までごとに		30	70

卓球用具	1式1時間までごとに	70	140
レスリングマット	1式1時間までごとに	190	380
テント	1張1日までごとに	390 円	
ロッカー	1回につき	100	
シャワー	1回につき	100	
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額		

表4 条例第3条第1項の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに170円

備考 幼児に係る利用料金は、無料とする。